

I 概 要

1 学 校 の 歴 史

1) 設置の趣旨

本校は、平成7年4月1日**清水市立看護専門学校**として開校し、平成15年4月1日静岡市との合併により**静岡市立清水看護専門学校**と改称し、現在に至る。

開校時の主な設置理由は、次のとおりである。

- ① 清水市内の病院および診療所の慢性化した看護師不足(全国的な現象)を解消する。
- ② 清庵地区の看護師の確保および安定した看護師の供給を行う。
- ③ 国からの指導「各自治体による看護師の自給努力」に呼応する。
- ④ 医療の高度化・多様化および病床数の増加に対応する看護師の量と質を確保する。
- ⑤ 市内の看護師志願者が近隣の看護師養成所へ流出することを予防する。
- ⑥ 清水市内の医療機関・教育機関・団体等から看護学校設置の要望に応える。

2) 沿革

昭和61年9月	清水市内の医療機関・教育機関・医療団体などから看護学校の設置要望が出される。
平成2年4月	清水市中期推進計画(平成2年～5年)にて看護学校建設事業が認定される。
平成4年4月	清水市に看護学校開設準備室が設置される。
平成5年3月	看護専門学校建設について静岡県知事より認可を受ける。
平成7年1月	厚生大臣より看護婦養成所指定を受ける。
平成7年2月	静岡県教育委員会より公立専修学校設置が認可される。
平成7年3月	清水市宮加三1221番地の5に校舎が落成する。
平成7年4月	清水市立看護専門学校 として開校する。
平成9年4月	看護婦等養成所指定規則改正により学則(教育課程)変更をする。
平成14年4月	看護婦等養成所指定規則改正により学則(看護師名称変更・入学前既修得単位認定)変更をする。
平成15年4月	静岡市との合併により 静岡市立清水看護専門学校 と名称変更・学則変更する。
平成16年4月	指定校推薦の中止による学則変更をする。
平成17年4月	文部省高校教育課程指導要領変更により細則(入学選考)変更をする。
平成18年6月	厚生労働省東海北陸厚生局の養成施設等指導調査を受ける。
平成19年2月	厚生労働大臣より学則(教育課程)の変更承認を受ける。平成19年度生より変更する。
平成21年3月	厚生労働大臣より学則(教育課程)の変更承認を受ける。平成21年度生より変更する。
平成23年3月	東海北陸厚生局長より実習施設変更承認を受ける。23年度より変更する。

平成24年10月	東海北陸厚生局の養成施設等指導調査を受ける。
平成25年1月	学則（教育課程）を改正する。
平成25年3月	東海北陸厚生局長より学則（教育課程）の変更及び校舎の各室の用途及び面積の変更承認を受ける。25年度より変更する。
平成27年2月	教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を受ける。
平成28年2月	文部科学省より専修学校専門課程の職業実践専門課程として認定を受ける。
平成29年6月	静岡県の養成施設等指導調査を受ける。
平成29年12月	静岡県より校舎各室の用途及び面積並びに実習施設の変更承認を受ける。
平成30年1月	教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）講座の再指定を受ける。静岡県に助産師養成所設置計画書を提出した。
平成30年4月	学則を改正する。
平成30年7月	助産師養成所指定申請書を提出した。
平成30年8月	母性小児看護実習室と実習準備室の一部撤去・配管工事、普通教室4・更衣室（普通教室4横）の新設改築工事、学生室、ゼミナール3及び更衣室（ゼミナール3横）の新設工事完了。
平成31年1月	静岡県より助産師養成所の指定を受ける。
平成31年2月	体育室兼講堂の天井改築工事完了。
平成31年3月	受胎調節実地指導員認定講習の指定を受ける。
平成31年4月	条例及び学則を改正する。
	助産学科開設
令和元年9月	大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項各号に掲げる要件を満たしていることの確認を受ける。
令和2年1月	静岡県より助産学科が実習施設の変更承認を受ける。
令和2年4月	条例を改正する。
令和2年7月	Wi-Fi環境整備工事完了
令和3年2月	看護学科が、教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）講座の再指定を受ける。
令和3年3月	助産学科が、教育訓練給付制度（一般教育訓練）講座の指定を受ける。
令和4年3月	静岡県知事より学則（教育課程）の変更承認を受ける。看護学科令和4年度生・助産学科令和4年度生より変更する。
令和4年4月	学則（教育課程）を改正する。
令和5年7月	看護学科が、静岡県の養成施設等の指導調査を受ける。
令和6年2月	看護学科が、教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）講座の再指定を受ける。
令和6年3月	助産学科が、教育訓練給付制度（一般教育訓練）講座の再指定を受ける。

2-1 看護学科 基本理念

< 教育理念 >

静岡市立看護専門学校の果たす役割は、人々が住み慣れた地域で、健康で安心・安全な暮らしが送れるように生活と保健・医療・福祉をつなぎ地域を支える取り組みに貢献する看護職の養成です。

静岡市立清水看護専門学校では、地域に貢献できる人材として、どのような健康状態であっても自分らしく生活を送りたいという人々のねがいの実現に向けて、その役割を果たせる看護実践者を、社会に送りだしたいと考えています。

< 教育目的 >

命を尊重し、高い倫理観を基盤に、専門的知識と確かな技術を身につけ、変化する状況の中で、対象のねがう生活に向けて看護を創造していける人材を育成する。

< ディプロマポリシー >

『気づく力』: 看護師として成長する力

- ・社会が求める看護師への期待や役割に関心を寄せる。
- ・看護師になる人として自己の成長を表現している。
- ・自己の体験に基づいて看護を探求している。

『考える力』: 情報と知識を結び根拠に基づく看護を計画できる力

- ・対象のねがいに寄り添い、目標・手段を設定している。
- ・その時その場の状況や状態を判断し予測している。

『行動する力』: 看護の目標の実現に向けて責任をもって取り組む力

- ・看護を実施するために他者に論理的に説明し協力を得ている。
- ・実施した看護が対象のねがう生活につながっていたのか検証している。

看護学科 学年別到達目標と評価規準（望ましい姿）

気づく力：看護師として成長する力

- ・ 社会が求める看護師への期待や役割に関心を寄せる。
- ・ 看護師になる人として自己の成長を表現している。
- ・ 自己の体験に基づいて看護を探求している。

	3年	2年	1年
到達目標	看護師として自己を成長させる。	看護であるかないかを見つめる。	成長する自分に気づく。
評価規準	自分の将来をえがきながら自分の経験を継続的に発展させるよう看護を探求している。	看護の体験と知識の関連付けを自ら繰り返し行っている。	生活の中の体験を通し、自分自身や他者とのかかわりの中で生じる感情・思考を主観的・客観的にみつめ表現している。

考える力：情報と知識を結び根拠に基づく看護を計画できる力

- ・ 対象のねがいに寄り添い、目標・手段を設定している。
- ・ その時その場の状況や状態を判断し予測している。

	3年	2年	1年
到達目標	看護を行うために知識を組み立てて意思表示できる力。	看護になるための視点を探求する。	みた・きいたことを知識と結び付けている。
評価規準	より良い看護に向けて、知識を活用し、行動に向けて常に考え続け、他者と協働できるように調整している。	根拠を活かしながら、知識を整理している。	気づきを知識にするための根拠を自ら考え、目標を設定している。

行動する力：看護の目標の実現に向けて責任をもって取り組む力

- ・ 看護を実施するために他者に論理的に説明し協力を得ている。
- ・ 実施した看護が対象のねがう生活につながっていたのか検証している。

	3年	2年	1年
到達目標	目標を設定し実現に向けて責任をもって取り組む。	周囲に働きかけながら取り組む。	意志を持って取り組む。
評価規準	目標の実現に向けて、他者との協働のもと主体的に実践している。	他者との関係の中で、自分の役割を意識し、自ら行動をおこしている。	自分の考えをもち、目標に向けて誠実に取り組んでいる。

2-2 助産学科 基本理念

< 教育理念 >

静岡市立看護専門学校の果たす役割は、人々が住み慣れた地域で、健康で安心・安全な暮らしが送れるように生活と保健・医療・福祉をつなぎ地域を支える取り組みに貢献する看護職の養成です。

静岡市立清水看護専門学校では、地域に貢献できる人材として、どのような健康状態であっても自分らしく生活を送りたいという人々のねがいの実現に向けて、その役割を果たせる看護実践者を、社会に送りだしたいと考えています。

< 教育目的 >

- 1 生命を尊重し、安全で質の高い助産実践能力を身につけ、母子を中心とした家族や社会に対し、女性の生涯を通じて性と生殖に関する健康を支援できる助産師を育成する。
- 2 地域・国際社会における母子保健の発展に貢献できる自律した助産師を目指す。

< ディプロマポリシー >

- 1 生命を尊重し、助産師としての倫理観と責任感をもち、対象と良好な人間関係を築くことができる。
- 2 女性のライフサイクル各期における性と生殖に関する健康・権利について理解し助産実践に活用できる。
- 3 助産に必要な幅広い知識と技術を修得し、正常な妊産褥婦・新生児の診断について理解し、助産実践に活用できる。
- 4 知識・技術を統合して、予期せぬ場面や対象の状況に合わせた柔軟な思考をもって対応ができる。
- 5 人々が住み慣れた地域で、どのような状況においても安心・安全に子どもを産み育てられる地域づくりに関わり、地域に貢献できる能力を養う。
- 6 専門職として常に自己の課題を見い出し、追及していくことができる。

< カリキュラムポリシー >

生命の尊重と倫理観を基盤にし、1年間で助産の基礎的知識と技術を修得するとともに、あらゆる対象や状況に合わせた判断・対応力を培い、助産実践に活用できるための科目を配置する。

- 1 多様な対象を理解・尊重し、生殖や周産期医療を踏まえ、対象に合わせた助産師の関りについて「基礎助産学」をはじめとする各科目や関連科目を通じて学び実践する。
- 2 助産に必要な専門的知識と技術を修得できるよう、「基礎助産学」では医師をはじめとする多職種による周産期医療の講義を取り入れ、「助産診断・技術学」では主に助産師による助産技術やケアの方法を学び実践する。
- 3 周産期において予期せぬ場面で状況に合わせた柔軟な対応ができるよう、「助産診断・技術学」では医師等による講義や演習および実習を通して母児救命や新生児蘇生について学ぶ。
- 4 女性のライフサイクル各期において、住み慣れた地域で安心・安全に生活するために、国際的視野や周産期のメンタルヘルスをふまえた支援ができるよう、「地域母子保健」では保健師をはじめとする多職種による講義や演習および実習を通して地域支援や関連職種との連携について学ぶ。
- 5 安全で快適に妊産褥婦とその家族が妊娠・出産・育児期を過ごすための助産ケアを提供できるよう、「助産管理」では病院・助産所における助産管理に必要な基本的知識や災害時の助産ケアについて、講義・演習および実習を通して学ぶ。

< アドミッションポリシー >

- 1 生命及び人間を尊び、何事にも誠実に取り組み、責任ある行動がとれる人。
- 2 看護学の知識・技術を基盤に、助産学の専門知識と技術を学び、自らの力で向上しようと努力する人。
- 3 地域の母子保健に関心をもち、多様な社会の要請に応じて貢献したいという熱意のある人。
- 4 助産の実践者として地域に貢献することを目指す人。

3 年間の授業計画

- 1) 年間週間 52週
 2) 年間授業週間 42週
 3) 年間休暇週間 10週以内（春季・夏季及び冬季休業日）
 4) 週の授業時間 原則として30時間
 5) 1日の授業時間 講義・演習は90分を1時限（時間換算では2時間）
 実習は45分を1時間と換算する。

(1) 学内授業時間

	授業時間	休憩時間
第Ⅰ時限	8:50～10:20	
		10:20～10:30
第Ⅱ時限	10:30～12:00	
		12:00～13:00
第Ⅲ時限	13:00～14:30	
		14:30～14:40
第Ⅳ時限	14:40～16:10	

(2) 学外授業時間

臨地実習は、別に定める。（休憩は1時間とする）

6) 卒業要件

(1) 看護学科：本学に3年以上在学し、次の要件を満たす。

①卒業単位 109単位 （3060時間）の認定

基礎分野 14単位 （360時間）

専門基礎分野 22単位 （570時間）

専門分野 73単位 （2130時間）

②特別講義へ参加

③課外活動への参加

(2) 助産学科：本学に1年以上在学し、次の要件を満たす。

①卒業単位 32単位 （990時間）の認定

基礎助産学 7単位 （135時間）

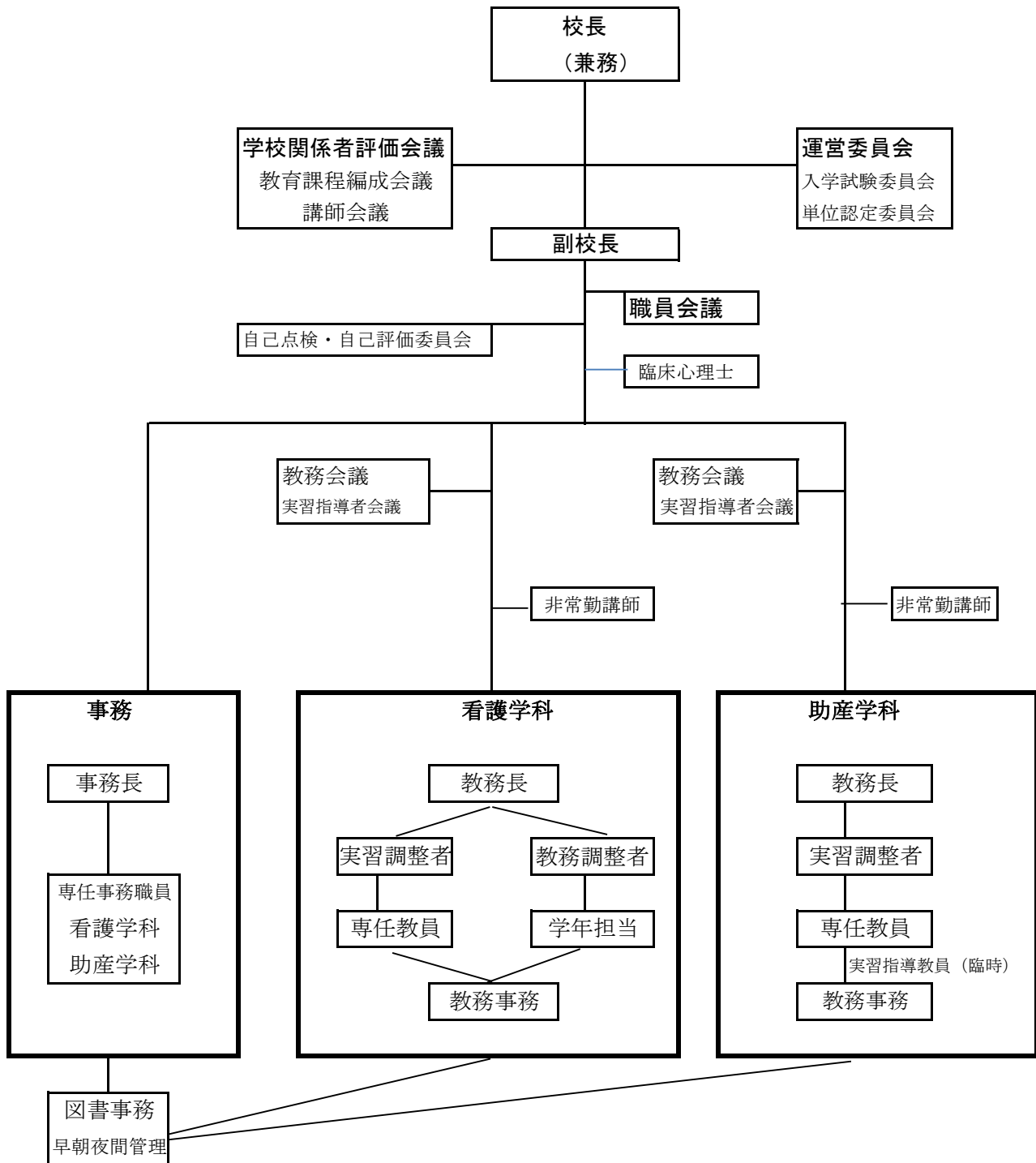
助産診断・技術学 10単位 （270時間）

地域母子保健 2単位 （45時間）

助産管理 2単位 （45時間）

臨地実習 11単位 （495時間）

4 静岡市立清水看護専門学校 組織図



5 校舎配置図



- 1 位 置 静岡県静岡市清水区宮加三 1 2 2 1 番地の 5
- 2 開校年月 看護師養成所 平成 7 年 4 月 1 日
助産師養成所 平成 31 年 4 月 1 日
- 3 修業年限 看護学科 3 年
助産学科 1 年
- 4 定 員 看護学科 1 学年 4 0 人 総定員 1 2 0 人
助産学科 1 学年 1 0 人 総定員 1 0 人
- 5 入学資格 学校教育法第 5 6 条の規定に該当する者(高等学校を卒業した者及び同等以上の学力があると認められる者)
- 6 学校敷地 1 4, 7 3 8. 8 m²
- 7 建築構造

及び面積

区 分	構 造	建築面積	延床面積
管 理 棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	883.9 m ²	1535.4 m ²
講 義 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建	913.9 m ²	1743.3 m ²
体育室兼講堂	鉄骨鉄筋コンクリート造	648.9 m ²	713.9 m ²
自転車置場		96.3 m ²	96.3 m ²
合 計		2,542.8 m ²	4,088.9 m ²